

道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料の取扱いについて（例規通達）

平成12年 3月29日  
広交規第195号警察本部長  
各部長・参事官  
各所属長

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行に伴い、本年4月1日から広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号。以下「条例」という。）によって、道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料の額等が定められることとなった。

このため、これらの手数料に関する取扱いについて、平成12年4月1日から次により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、道路の使用許可に関する手数料条例の制定実施について（昭和30年10月27日付け広ら第1407号）は、平成12年3月31日限り廃止する。

記

1 申請書受理時の措置

道路使用許可申請又は道路使用許可証再交付申請がなされた場合は、その申請者及び許可を受けようとする行為を確認し、条例第4条の規定により手数料を免除することができる場合又は条例第6条の規定により手数料を徴収しない場合に該当するか否かを判断すること。

なお、手数料を免除することができる場合及び手数料を徴収しない場合であっても、申請書は提出させること。

2 手数料の徴収基準

手数料は、一件の申請に対する額を定めたものであり、申請時に徴収をすること。

3 手数料の免除

条例第4条第1号から第4号までの解釈は、次によること。

(1) 条例第4条第1号関係

生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者とは、同法により生活扶助を受けていることが確認できた者をいう。ただし、この者であっても、露店、屋台店等の出店及び物の販売をする場合に限り、例えば演芸、音楽会等を道路で行う場合は、手数料免除の対象に含まないものとする。

(2) 条例第4条第2号関係

社会福祉、公衆衛生その他専ら公益を目的とする事業を行う者とは、日本赤十字社、社会福祉法人等で、その確認ができた者をいう。

(3) 条例第4条第3号関係

祭礼その他公益性を有する行事とは、祭礼におけるみこしの巡行、俵もみ、体育奨励のためのマラソン又は駅伝競走等をいう。

(4) 条例第4条第4号関係

簡単かつ軽易な工事又は作業をする場合とは、架線の修理、ガス漏れ又は水道漏れなどの応急修理、道路の掘削若しくは穴埋め又は掃除、道路標識又はカーブミラーの清掃等で、大掛かりな資器材を必要とせず、短時間で終了し、かつ、速やかに原状に戻すことができる工事又は作業をいう。